

路上喫煙禁止区域内での喫煙を禁止します。

■ 次の場所を路上喫煙禁止区域として指定します。

○春日部駅周辺(右図 黄色の表示)

■ 路上喫煙禁止区域内での路上喫煙は罰則の対象になります。

■ 指導に従わない違反者には2,000円の過料を科します。

■ Smoking on the street in a prohibited zone will be subject to a penalty.

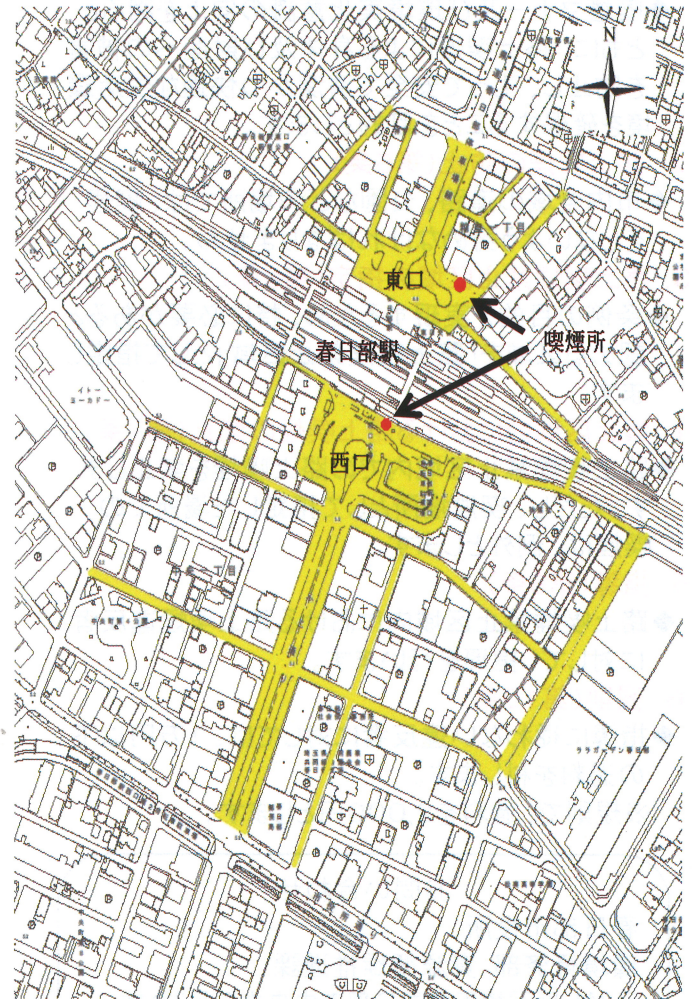
■ Any person violating this order shall be liable to a fine of 2,000 Yen.



たばこ吸い殻の散乱(春日部駅前)

◇道路や公園などは灰皿やごみ箱ではありません。

◇喫煙マナーを守りましょう！



・安全で清潔かつ快適な生活環境をつくるため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

『春日部市路上喫煙の防止に関する条例』の 主な内容

1. 目的(第1条)

- ◆喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図るとともに、路上喫煙による身体及び財産への被害を防止し、もって安全で清潔かつ快適な生活環境を確保することを目的とします。

2. 路上喫煙の防止(第5条)

- ◆市内全域の道路、公園などの場所では、喫煙をしないよう努めなければなりません。

3. 路上喫煙禁止区域の指定(第6条)

- ◆条例の目的を実現するため、特に必要があると認める区域を「路上喫煙禁止区域」として指定します。

4. 禁止区域内における路上喫煙の禁止(第7条)

- ◆路上喫煙禁止区域内での路上喫煙を禁止します。ただし、喫煙場所として指定した場所での喫煙は、例外とします。

5. 指導(第8条)

- ◆路上喫煙禁止区域内における路上喫煙違反者に対して、指導を行います。

6. 罰則(第10条)

- ◆指導に従わない違反者に対しては、1万円以下の過料を科します。

※規則で、過料を2,000円とします。

お問い合わせ

春日部市役所

環境経済部 資源循環推進課

〒344-8577埼玉県春日部市中央六丁目2番地

TEL:048-736-1111 FAX:048-734-2593

URL:<http://www.city.kasukabe.lg.jp>



**路上喫煙は
やめましょう！！**

平成25年10月1日
「春日部市路上喫煙の防止に
関する条例」施行



春日部市